



議員提出第7号議案

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年9月10日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	黒 沼 良 光
佐 藤 伸	菅 谷 郁 恵	福 井 亮 二
荒 尾 大 介	杉 山 公 一	

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区子どもの医療費等の助成に関する条例

第1条中「乳幼児及び義務教育就学児」を「子ども」に、「医療費」を「医療費等」に、「児童」を「子ども」に改める。

第2条第1項中「児童」を「子ども」に、「及び義務教育就学児」を「、義務教育就学児」に改め、「ものをいう。）」の次に「及び少年(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(婚姻をしている者及び婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。))のうち乳幼児及び義務教育就学児以外のものをいう。))」を加え、同条第2項及び第3項中「児童」を「子ども」に改める。

第3条第1項中「医療費」を「医療費等」に、「児童」を「子ども」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「児童」を「子ども」に改める。

第4条中「医療費」を「医療費等」に改める。

第5条第1項中「児童」を「子ども」に改め、「負担すべき額」の次に「及び診断書等の文書料の額」を加える。

第6条第1項中「医療費」を「医療費等」に、「診療若しくは手当又は薬剤の支給」を「診療、手当、薬剤の支給又は診断書等の交付」に改め、同条第2項中「医療費」を「医療費等」に改める。

第9条中「医療費」を「医療費等」に改める。

第10条第1項中「児童」を「子ども」に、「医療費」を「医療費等」に改め、同条第2項中「医療費」を「医療費等」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「医療費」を「医療費等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区子どもの医療費等の助成に関する条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後における療養に係る医療費等の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

医療費助成の対象者の年齢を拡充することにより、保護者の経済的負担の軽減と、子どもの健全な育成を図るため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。